

## 時価主義会計——実体資本維持会計—— に関する私見

山谷公基

時価主義会計には、主に次のような批判がある。まず、数値に客観性がないということが言われる。これに対しては次のように言うことができる。たとえば、土地の価額には固定資産評価額、路線価格、公示価格がある。このうち、時価としては公示価格が適切である。公示価格は所有区画ごとに毎年公表されている。この数値は建設省が認定したものであり、客観性がある。建物、機械等については日本銀行統計局物価統計課作成の物価指數年報に表示されているそれぞれに關係する個々の指数を用いれば良い。これらの数値には客観性がある。次に、会計制度として練れていないということが言われる。オランダの多国籍企業であるフィリップス電器会社は多年にわたってこの制度を用いてきている。これについては研究資料もでている<sup>1)</sup>。他に、ベル・カナダ社、カナダ・デュポン社、エディマッチ社等がこの制度を採用している。また、アメリカの SEC は補足資料として棚卸資産、売上原価および減価償却費の時価情報の開示を求めている。わが国からも、すでに三井物産、本田技研、日立、ソニー、キャノン等の会社が時価情報をアメリカの SEC に対して提供している。このように、時価主義会計は全世界に徐々に制度に取り入れられつつある。時価主義会計には、他にも批判がある。これらに答えるためにもこの会計理論に対する基本的思考が考察されねばならないであろう。そこで、本稿ではこの理論における目的観や機能観、会計主体観や資本維持観等について考察したい。

## I 企業会計の目的と機能

ギンザーは他の論文<sup>2)</sup>で見たように会計目的として経営管理と経営者の受託責任の解除をあげている。しかし、これらは会計目的としてよりは、会計の1つの機能として見た方が良いと考えられる。会計上他に目的がある、それに基づいて算定された数値を経営管理や経営者の受託責任の解除に役立たせると見るべきである。すなわち、経営を良好に管理するために会計資料を用いるべきである。経営管理はそれ自体固有の意味を有する。会計資料は部分的に経営管理に役立つ。また、経営者の受託責任の解除は利害関係者への経営状況の報告に関連する1つの会計機能として見るべきである。会計目的は、多数の人が認める、つまり普遍的なものであるべきである。下記(1)においては、それは分配可能利益算定それ自体である。

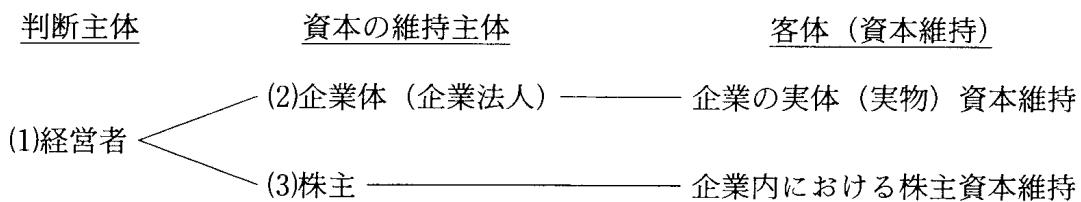
会計目的としては、次の2つをあげることが適切であろう。それらは、(1)実体資本維持の立場に立つ分配可能利益の算定、(2)経営状況の報告<sup>3)</sup>である。(1)の意味は企業の物的資産、つまりそれらの資産の営業能力を維持したうえでの分配可能利益の算定である。この場合、原価と取替時価との差額は資本の性質を有するものであり、利益ではない。したがって、この差額は未実現利益ではない。それは分配可能利益には算入されない。原価と取替時価との差額の問題は測定基準に関連する事項であり、収益や費用に優先的に関連する認識基準とはその本質を異にする。すなわち、原価と予想販売価格との差額であれば、その差額は未実現利益と見得る。その場合、その差額の計上は測定基準ではなく、認識基準が優先することになる。企業は最終的には利益獲得のために存在する。したがって、企業が資本を維持した後で、どれ程利益をあげたか、あるいは損失をこうむったかを表

示することは会計の最も重要な目的である。(2)の意味は損益計算書における経営成績の表示と貸借対照表における財政状態の表示である。この場合、それぞれの表示は取替時価で行われる。時価の方が現在の経営状況を表示するのに適切である。したがって、(1)と(2)はどちらも取替時価で表示され、測定基準は同一である。資金は主に、株主によって投資されたものである。株主、経営者や他の利害関係者に経営状況を表示することが会計の次の目的である。

会計目的を遂行することによって、会計が何か他のこと役立つことを会計機能と言う。会計機能には各種のものが考えられるが、代表的なものとして次の 2 つをあげることが適切であろう。それらは、①経営管理の手段、②経営者の受託責任の解除である。①の意味は、会計資料は財務会計においても企業の経営管理の手段に役立つということである。それは取替時価が適切である。たとえば、売上原価と減価償却費が現在の価格で表示されるならば、売上高と時間的に合致し、適切なる当期利益が求められる。これらの算定は理想的には 1 カ月単位で算定することが望まれる。それらは年間平均収益により良く合致することになるからである。また、経営を管理するためには経営分析も必要である。たとえば、自己資本利益率は時価で算定した方がより現実を写すということである。経営管理にはこの種の比率を用いる方が実際的である。②の意味は、経営者は資金を預かって企業を運営するが、その資金をどのように運用し、その結果どのようになったかを利害関係者に表明し、彼らの承認を得て責任を解除されるということである。これによって、預かった資金に対する経営者の責任が順調に果たされていると利害関係者から理解されるならば、経営者は次年度以降も経営をまかされることになろう。その場合、資金の運用形態を示す財務諸表の表示は取替時価が良いであろう。

## II 会計主体論と資本維持論

会計主体が決ってはじめてどの資本維持をとるべきかが確定する。ただ、一般的にはこれらは無意識のうちになされていると考えられる。また、これらは当然会計目的にそつていなければならない。会計主体論は次のように考えられよう。



判断主体は(1)の経営者である。経営者が企業経営上の責任者であり、経営に対して判断していくことになる。具体的には、たとえばいかなる資本維持主体をとるかの判断は、経営者が行う。また、たとえば(1)と(3)との関連で、株主が経営者に対してある意見を持っているとしても、日本においては経営に対する最終的判断者は経営者にある。

(2)の実体資本の維持主体は法人格を有する制度としての企業体である。この場合、財産は直接的にはこの企業体に帰属する。この企業体に帰属する資本が維持される。(3)の維持主体は株主である。株主は当該企業の株式を所有し、配当金を受け取る権利を有している。企業内の株主資本や利潤が維持されないならば、株主の所有株式の株価は下落することになる。その意味で、株主は企業内の株主資本や利潤の維持を要求する。継続企業においては、株主は企業に対して財産請求権を行使できない。しかし、この場合においても、株主は間接的には企業の財産を所有していると考えられ

る。残余財産請求権は破産時等には発生する。株主が、所有する株価は企業設立時においては企業内の株主資本と同額であるが、時間が経過するにつれて、両者は乖離していくことになる。そこで、企業内の株主資本や利潤の維持が求められることになる。

判断主体としての(1)と資本維持主体としての(2)あるいは(3)とは会計主体として1つのグループを形づくっている。1企業はこれらの会計主体から成っている。会計主体はこのように2重構造を形づくっている。つまり、会計主体は判断主体と資本の維持主体とから成る。また、(1)と(2)あるいは(3)を一体化することによって、会計主体が資本維持と結びつくことになる。つまり、この場合会計主体が実質的な計算構造にまで影響を及ぼすことになる。ただし、(2)と(3)との関係は資本維持において対立概念である。

カー (J. St. G. Kerr) は企業所得について3つの概念を取りあげている。  
①歴史的原価概念の下における所得は純粋に財務的利益である。所得は、原初拠出資本が維持された後に得られるものと見なされる。原初拠出資本は投下資本額であり、貨幣資本である。②修正歴史原価概念の下における所得は一般指数によって修正された原初拠出資本を超えた額である。この資本は原初拠出資本を一般貨幣購買力に基づいて置き換えたものであり、貨幣資本である。③現在原価概念の下における所得はある特定財に基づいて修正された原初拠出資本を超えた額である。この資本は原初拠出資本を物的資産に置き換えたものであり、物的資本である<sup>4)</sup>。ギンザーはこの③の立場をとった。①と②の立場は株主資本の維持のものであり、維持主体は株主である。③の立場は企業の実体資本の維持のものであり、維持主体は企業体（企業法人）である。

会計主体論と資本維持論とは相互に関連する。継続企業においては、株主ではなく、企業法人が直接的に資産、負債、資本を保持している。企業

それ自体は客体であり、財産を所持できない。企業が人的性質を有する結果、資産、負債および資本が企業に帰属することになる。財産を保持できるということは1つの主体、つまりこの場合その財産を保持していくための維持主体と見得る。しかし、この維持主体は擬人的なものであり、当然判断力は有さない。これについての判断は経営者が行うことになる。したがって、会計主体論と資本維持論については次のようになる。また、私見では、継続企業を前提とする場合、上記のことから、つまり株主には間接的にしか財産は帰属していないということから株主資本維持主体觀ではなく、次の見解をとる。

<u>判断主体</u>	<u>資本の維持主体</u>	<u>客体（資本維持）</u>
経営者	—— 企業体（企業法人）	—— 企業の実体（実物） 資本維持

経営者には、資産、負債、資本についての所有権はない。したがって、所有権者としての資本の維持主体は経営者ではない。経営者は企業を経営する上でさまざまな意思決定をなすが、彼はその意味の判断者である。判断主体と維持主体の企業体（企業法人）とは1体で存在し、機能している。ここでの維持主体は制度としての企業体、つまり企業法人である。企業体は継続され、発展していかねばならない。そのためには、それが維持されるように会計処理制度を創造しなければならない。そのことが結果として株主のためにもなる。そこでの資本維持は、制度的企業体が所有する資本の維持と言うことになる。この資本維持は企業の維持、つまり企業の持つ営業能力の維持である。それは企業の持つ実体資本のことを言う。したがって、それは上記カーナーの見解③と同じである。実体資本とは、企業における資産項目をすべて物的資産に置き換え、その物的資産の営業能力を維持し

ていくことを言う。貨幣項目、たとえば現金、売掛金および有価証券等も当該企業内の関連する物的資産の価格変動に応じて修正され、営業能力が維持されることになる。営業能力維持には、(a)当該期間中に存在する財貨・用役と同じ営業能力の維持、(b)現在保有している資産によって生み出されるのと同じ量を生産するのに必要な最新の設備等、つまり技術的に改善された資産に基づく営業能力の維持、(c)現在保有している資産によって生み出されるのと同じ価値を有する生産品を生産するのに必要な最新の設備等に基づく営業能力の維持<sup>5)</sup>がある。(d)の場合は単なる価格変動による差額が、(b)と(c)の場合は技術進歩による変動差額が生じる。(a)、(b)および(c)のそれぞれの変動差額は資本剰余金として処理される。(b)および(c)の処理は他の方法も考えられるが、資本剰余金として処理して良いであろう。(a)の減価償却費の算定については、問題ないであろう。(b)と(c)については、現在保有している財貨・用役をベースにして、それに(b)と(c)を調整する形で算定すべきである。なお、(b)と(c)の処理の時期は慎重に行わなければならない。企業は常に変動している。その変動に合わせて会計処理を行うことが企業の維持につながることになるのである。また、(a)は取替原価、(b)および(c)は取替価値を意味している。(a)は現在使用中の財貨・用役と同一のその取替原価を費消原価とする。(b)および(c)は現在使用中の財貨・用役とは異なる最新のそれとの取替を意味し、取り替えられる財貨・用役の最新の価値が問題とされる。その場合、最新の価値に基づいた、つまり取替価値の費消原価が算定されることになる。取替原価に基づく費消原価、取替価値に基づく費消原価が収益に対応され、結果として分配可能利益が算定される。また、この会計処理が実体資本維持、すなわち営業能力維持につながることになる。

実体公準と会計主体論としての企業体論の関連は次のようになる。実体

公準は企業主と企業との分離によって派生する技術的範囲のものである。すなわち、企業主の財産から企業の財産への転化がそれである。企業の資産、企業の負債、企業の資本がそれである。したがって、これから資産＝負債＋資本という複式簿記の基本等式が成立する。実体公準はここまで範囲のものである。これに対して、会計主体論としての企業体論は資本維持における主体となるものであり、分配可能利益算定に影響を与えるものである。会計主体論はどのような立場に立脚するかによって、つまり企業体あるいは株主どちらの立場に立脚するかによって分配可能利益が異なる種類のものである。

会計主体論は、主としてアメリカでは利子、配当金および法人税等がいかなる会計主体を採用するかによってどのように異なるかを論じている。株式会社制度は、利子は収益から、また配当金と法人税等は当期利益から支払うということになっている。この制度はこれらについてはすでに確立したものとなっていると考えられる。しかし、たとえばここでの会計主体論としての企業体論は資産の修正差額を資本剰余金と見るが、それについて会計制度は今だあいまいである。それは最近のわが国の有価証券や土地等の会計処理について見れば明らかである。その意味で、会計主体論は修正差額については流動的であり、今後の研究で完成したものとなるであろう。

### III 時価主義会計——実体資本維持会計——の計算構造

(これは R.S.Gynther, Accounting for Price-Level Changes: Theory and Procedures, Pergamon Press, 1966, pp. 181-201を参考にして作成したものである。)

歴史的原価による貸借対照表と損益計算書は次の通りである。

貸借対照表（歴史的原価）

19..年1月1日

現金預金	28,000	支払勘定	30,000
有価証券	20,000	納税引当金	20,000
受取勘定	25,000	社債（利子率5%）	80,000
商 品		資本金	200,000
(500 @ \$ 97)	48,500	配当積立金	20,000
備 品	20,000	留保利益	21,500
減価償却累計額 (減価率、年10%)	<u>10,000</u>		
建物	200,000		
減価償却累計額 (減価率、年2%)	<u>100,000</u>	100,000	
土地		<u>140,000</u>	
			<u>371,500</u>

有価証券（一時所有）は前年度の12月下旬に購入したものである。なお、その後当該年度の1月1日まで有価証券市場は開かれていない。商品の価格は前年度の12月31日1個100ドルから、2月1日1個101ドル、4月1日1個102ドル、8月1日1個103ドル、11月1日1個104ドルへと上昇した。商品仕入の内訳は次の通りである。

日付	数量	単価(\$)	金額(\$)
1 / 1	150	100	15,000
2 / 1	150	101	15,150
3 / 1	150	101	15,150
4 / 1	150	102	15,300
5 / 1	150	102	15,300
6 / 1	150	102	15,300
7 / 1	200	102	20,400

8 / 1	200	103	20,600
9 / 1	200	103	20,600
10 / 1	200	103	20,600
11 / 1	200	104	20,800
12 / 1	200	104	<u>20,800</u>
			<u>215,000</u>

損益計算書（歴史的原価）

19••年1月1日から12月31日まで

売上 (2,000個)	280,000
売上原価 (先入先出法)	
500 @ \$ 97	48,500
150 @ \$ 100	15,000
300 @ \$ 101	30,300
650 @ \$ 102	66,300
400 @ \$ 103	<u>41,200</u> <u>201,300</u>
売上総利益	78,700
管理費	8,000
販売費	3,000
減価償却費——備品	2,000
減価償却費——建物	4,000
納税引当金繰入	15,000
社債利息	<u>4,000</u> <u>36,000</u>
純利益	<u>42,700</u>

経営者は純利益42,700ドルのうち20,000ドル（資本金の10%）を配当金とし、残高22,700ドルを将来の事業拡張のために留保利益として手元に残すこととした。

貸借対照表（歴史的原価）

19••年12月31日

現金預金	38,000 <sup>①</sup>	支払勘定	40,000 <sup>③</sup>
有価証券	20,000	納税引当金	15,000
受取勘定	35,000 <sup>②</sup>	社債	80,000
商 品		資本金	200,000

(200 @ \$ 103)	20,600		配当積立金	20,000
(400 @ \$ 104)	<u>41,600</u>	62,200	留保利益	44,200
備品	20,000			
減価償却累計額	<u>12,000</u>	8,000 <sup>④</sup>		
建物	200,000			
減価償却累計額	<u>104,000</u>	96,000 <sup>⑤</sup>		
土地		<u>140,000</u>		
		<u>399,200</u>		<u>399,200</u>

① 現金預金残高の状況は次の通りである。

	\$	\$	\$
期首残高	28,000		
収入（プラス）	<u>270,000</u>	298,000	
支出（マイナス）			
法人税	20,000		
配当金	20,000		
仕入	205,000		
管理費	8,000		
販売費	3,000		
社債利息	<u>4,000</u>	<u>260,000</u>	
期末残高		<u>38,000</u>	

② 受取勘定残高は次の通りである。

	\$	\$	\$
期首残高	25,000		
売上（受取勘定）（プラス）	<u>280,000</u>	305,000	
売上（現金預金）（マイナス）		<u>270,000</u>	
期末残高		<u>35,000</u>	

③ 支払勘定残高は次の通りである。

	\$	\$	\$
期首残高	30,000		
仕入（支払勘定）（プラス）	<u>215,000</u>	245,000	
仕入（現金預金）（マイナス）		<u>205,000</u>	
期末残高		<u>40,000</u>	

④ 備品の耐用年数は10年である。当該年度末で6年が経過した。

$$\$ 20,000 \times \frac{4}{10} = \$ 8,000$$

⑤ 建物の耐用年数は50年である。当該年度末で26年が経過した。

$$\$ 200,000 \times \frac{24}{50} = \$ 96,000$$

現在原価による貸借対照表と損益計算書は次の通りである。なお、建物と土地の現在原価は歴史的原価の2倍に、備品のそれは25%上昇している。

貸借対照表（現在原価）

19\*\*年1月1日

現金預金	28,000	支払勘定	30,000
有価証券	20,000	納税引当金	20,000
受取勘定	25,000	社債（利子率5%）	80,000
商品		資本金	200,000
(500 @ \$ 100)	50,000	資本剰余金	244,000 <sup>⑥</sup>
備品	25,000	配当積立金	20,000
減価償却累計額		留保利益	21,500
(減価率、年10%)	<u>12,500</u>		
建物	400,000		
減価償却累計額			
(減価率、年2%)	<u>200,000</u>	200,000	
土地		<u>280,000</u>	
		<u>615,500</u>	<u>615,500</u>
⑥ 商品      備品      建物      土地			
\$ 1,500 + \$ 2,500 + \$ 100,000 + \$ 140,000 = \$ 244,000			

さらに、当該年度に土地と建物の価格は5%また備品のそれは4%上昇した。なお、商品の売上は毎月均等に販売された。したがって、商品の売上個数は月平均166個となる。

損益計算書（期間平均取替時価）

19\*\*年1月1日から12月31日まで

売上 (2,000個)	280,000
売上原価	
1月      166 @ \$ 100	16,600
2月—3月      333 @ \$ 101	33,633
4月—7月      667 @ \$ 102	68,034
8月—10月      500 @ \$ 103	51,500

11月—12月	334 @ \$ 104	<u>34,736</u>	<u>204,503</u>			
売上総利益			<u>75,497</u>			
保有投資利益			<u>2,200</u> <sup>⑦</sup>	<u>77,697</u>		
管理費		8,000				
販売費		3,000				
減価償却費——備品		2,550 <sup>⑧</sup>				
減価償却費——建物		8,200 <sup>⑨</sup>				
貨幣項目保有損失		870 <sup>⑩</sup>				
納税引当金繰入		15,000 <sup>⑪</sup>				
社債利息		4,000		<u>41,620</u>		
{ 未実現利益				<u>2,200</u>		
純利益				<u>33,877</u>		

⑦ 有価証券は23,000ドルになっている。そのうち、備品の価格上昇に合わせて上昇した分は資本剰余金として、それを超えた分は利益とする。次のように処理される。

有価証券	3,000	資本剰余金	800
		保有投資利益	2,200

保有投資利益は未実現利益である。実現するのは有価証券の販売時点である。

⑧  $(\$ 25,000 + \$ 26,000) / 2 \times 10\% = \$ 2,550$

⑨  $(\$ 400,000 + \$ 420,000) / 2 \times 2\% = \$ 8,200$

⑩ 貨幣項目である支払勘定、受取勘定、現金預金の保有損益は商品の価格上昇に応じて計上する。

(単位：ドル)

日付	支払勘定		受取勘定		現金預金	
	残高	利益	残高	損失	残高	損失
2 / 1	32,000	320	26,000	260	28,000	280
4 / 1	34,500	345	28,000	280	26,000	260
8 / 1	36,500	365	31,000	310	27,500	275
11 / 1	38,000	<u>380</u>	32,500	<u>325</u>	29,000	<u>290</u>
		<u>1,410</u>		<u>1,175</u>		<u>1,105</u>
	\$ 1,410 (実現利益)		\$ 1,175		\$ 1,105	
	$-\$ 1,410 - \$ 1,175 = -\$ 870$					

⑪ この数値は税法の規定によつたものである。

#### 貸借対照表（取替時価）

19\*\*年12月31日

現金預金	38,000	支払勘定	40,000
有価証券	23,000	納税引当金	15,000

受取勘定	35,000	社債	80,000
商品		資本金	200,000
(600 @ \$ 104)	62,400	配当積立金	20,000
備品	26,000	資本剰余金	271,823 <sup>⑭</sup>
減価償却累計額	<u>15,600</u>	{ 未実現利益 留保利益	2,200 35,377
建物	420,000		
減価償却累計額	<u>218,400</u>	201,600 <sup>⑯</sup>	
土地		<u>294,000</u>	
		<u>664,400</u>	<u>664,400</u>

$$\textcircled{12} \quad \$ 26,000 \times \frac{4}{10} = \$ 10,400$$

$$\textcircled{13} \quad \$ 420,000 \times \frac{24}{50} = \$ 201,600$$

⑭

	\$	\$
期首残高	244,000	
土地の再評価	14,000*	
備品の再評価	1,000 (\$ 26,000 - 25,000)	
減価償却累計額の再評価 (-)	500 (\$ 12,500 × 0.04)	
当該年度の遡及減価償却費修正 (-)	<u>50</u> (\$ 2,600** - \$ 2,550)	450
建物の再評価	20,000 (\$ 420,000 - \$ 400,000)	
減価償却累計額の再評価 (-)	10,000 (\$ 200,000 × 0.05)	
当該年度の遡及減価償却費修正 (-)	<u>200</u> (\$ 8,400*** - \$ 8,200)	9,800
商品の再評価		1,903****
貨幣項目保有損失		870
有価証券の再評価		800
期末残高		<u>271,823</u>

$$* \quad \$ 294,000 - \$ 280,000 = \$ 14,000$$

$$** \quad \$ 26,000 \times 0.1 = \$ 2,600$$

$$*** \quad \$ 420,000 \times 0.02 = \$ 8,400$$

\*\*\*\*

#### 商品有高帳

(単位: ドル)

日付	仕 入	払 出	残 高			
			数量	単価	数量	単価
1 / 1					500	100 50,000
1 / 31	150 100	166 100	484	100	48,400	
2 / 1	1 個当たり \$ 101 へ再評価する。		484	101	48,884	

2 , 3	300	101	333	101	451	101	45,551
4 / 1	1 個当たり \$ 102へ再評価する。				451	102	46,002
4,5,6,7	650	102	667	102	434	102	44,268
8 / 1	1 個当たり \$ 103へ再評価する。				434	103	44,702
8,9,10	600	103	500	103	534	103	55,002
11 / 1	1 個当たり \$ 104へ再評価する。				534	104	55,536
11,12	400	104	334	104	600	104	62,400

## 商品の再評価額

2月1日	484	@ \$ 1	\$ 484
4月1日	451	@ \$ 1	\$ 451
8月1日	434	@ \$ 1	\$ 434
11月1日	534	@ \$ 1	<u>\$ 534</u>
商品資本剰余金			<u>\$ 1,903</u>

あるいは、次の計算方法もある。

期首商品残高 当期仕入高 売上原価 期末商品残高

$$\$ 50,000 + \$ 215,000 - \$ 204,503 = \$ 60,497$$

期末実際商品残高 期末商品残高 商品資本剰余金

$$\$ 62,400 - \$ 60,497 = \$ 1,903$$

## IV 会計処理方法

### (1) 棚卸資産と売上原価

棚卸資産とは販売目的に関連する資産で、しかも決算時に棚卸によってその消費高と未消費高を数量的・価格的に把握できるものである。たとえば、販売目的で所有する商品、販売を目的として生産中の仕掛品、販売目的に関連する原材料や工業用消耗品また事務用消耗品等がそうである。

損益計算書における費用・収益は、通常期間平均取替時価で算定されるべきである。損益計算書は、原理的に期間損益計算であるからである。費用・収益を期末取替時価で算定することも事情によっては考えられる。以下はギンザーの例による<sup>6)</sup>。仕入原価は1月～3月100個9,800ドル、5月

～9月100個10,000ドル、10月～12月100個10,200ドルである。取替時価は1月100個10,000ドル、2月～4月100個10,100ドル、5月～7月100個10,200ドル、8月～10月100個10,300ドル、11月と12月100個10,400ドルである。売上原価は次のようになる。

(単位：ドル)

	<u>歴史的原価</u>	<u>期間平均取替時価</u>	<u>期末取替時価</u>
1月	9,800	10,000	
2月	9,800	10,100	
3月	9,800	10,100	
4月	10,000	10,100	
5月	10,000	10,200	
6月	10,000	10,200	1,200個×\$104=\$124,800
7月	10,000	10,200	
8月	10,000	10,300	
9月	10,000	10,300	
10月	10,200	10,300	
11月	10,200	10,400	
12月	<u>10,200</u>	<u>10,400</u>	
	<u>120,000</u>	<u>122,600</u>	<u>124,800</u>

**損益計算書**

項 目	<u>歴史的原価</u>	<u>期間平均取替時価</u>	<u>期末取替時価</u>	<u>価格上昇率</u>
売 上 上	200,000	200,000	203,800	3.8%
売 上 原 価	<u>120,000</u>	<u>122,600</u>	<u>124,800</u>	4.0%
売 上 総 利 益	80,000	77,400	79,000	
管 理 費	10,000	10,000	10,200	4.0%
販 売 費	8,000	8,000	8,120	3.0%
減 価 償 却 費	24,000	30,000	30,750	5.0%
貨幣資産保有損失	—	<u>2,000</u>	<u>2,040</u>	4.0%
純 利 益	<u>38,000</u>	<u>27,400</u>	<u>27,890</u>	

期末取替時価によれば、売上は203,800ドル、売上原価は124,800ドルとなる。歴史的原価に基づく売上200,000ドルのうち、100,000ドルは当該期間

中に他の資産に再投資され、残額100,000ドルは現金で保有されている。再投資資産の価格上昇率がここでは3.8%である。それを使用して、売上が計上されている。残額である現金100,000ドルには、貨幣資産保有損失が計上されている。売上を期末取替時価に修正することは決算時に行われる。その場合、売上による回収額を何に使用したか、またその残額はいかほどであるかを考慮して計上することになる。これは実務的には大変な困難をともなう。したがって、通常はこの方法は避けるべきである。ただし、価格変動が当該期間において急激に生じた場合には、この方法が用いられるべきである。なぜならば、この場合は期間平均取替時価による純利益額と期末取替時価によるそれとは相当異なるからである。したがって、実物資本維持に困難をきたすからである。

売上原価は期間平均取替時価で主に計上し、継続記録法が用いられるべきである。そして、それは理想的には月単位で作成されるべきである。それらが持ち寄られて年間平均値に近いものとなる。継続記録法が用いられない場合には、すなわち小売棚卸法や定期棚卸法においても年間平均取替時価法が工夫されるべきである。この方法については他の論文<sup>7)</sup>で論じている。事情によっては、期末取替時価法も用いられるべきである。

棚卸資産は販売目的に関連している資産であるので、正味実現可能価値も考慮すべきである。その価値が陳腐化などの原因により期末取替時価よりも下落することが考えられる。つまり、期末取替時価・実現可能価値低価法が用いられるべきである。その場合、会計処理は取得原価から期末取替時価までの下落分は資本剰余金とし、さらなる下落分は評価損とすべきである。翌期首には、棚卸資産の価格は取替時価まで振り戻す。なぜならば、取替時価法が基本的会計処理法だからである。低価法を用いる理由は保守主義の立場からのものである。棚卸資産それ自体の評価は期末時点の

取替時価による。

## (2) 有形固定資産と減価償却

有形固定資産は営業目的で所有される財貨であり、長期間にわたって企業で使用される有形の資産である。これには建物、構築物、機械・装置、船舶、車両その他の陸上運搬具、工具・器具・備品、土地のほかに建設仮勘定がある。土地、建設仮勘定以外の項目は減価償却が行われる。

営業能力資本維持概念に立つ有形固定資産の価値は現在時点の営業能力を継続して保持していくための犠牲価値である。その価値観は取替を前提としている。したがって、その価値は通常、取替時価で測定される。減価償却は有形固定資産の現在時点の営業能力を継続して保持していくための部分的費消犠牲価値である。

営業能力資本維持概念にはII節で論じたように3種類のものがあった。簡単に述べると、それは(a)現在保有している財貨・用役と全く同じ財貨・用役の維持、(b)現在保有している財貨・用役によって生み出されるのと同一量を生産する最新の財貨・用役の維持、(c)現在保有している財貨・用役によって生み出されるのと同一の価値を持つ生産品を生産する最新の財貨・用役の維持である。(a)における減価償却費の算定は現在保有している財貨・用役ではなく、取替を予定される新しい財貨・用役を元にした減価償却費でよい。(b), (c)におけるそれは現在保有している財貨・用役を元にして算定された減価償却費をベースに取替を予定される新しい財貨・用役のものを調整して計上せねばならない。この場合の減価償却費の算定に際しては、次のことが考えられよう。現在保有している財貨・用役が生み出すのと同一量・同一価値のものまでの範囲と、それを超える部分とに分けられるべきである。その超える部分は新しい財貨・用役を購入することを

意味する。現在保有している財貨・用役を元にした減価償却費の算定には通常陳腐化減価を含むので、その会計処理は、たとえば（借方）減価償却費8,000（貸方）減価償却累計額8,000、となる。取替を予定される新しい財貨・用役で、現在保有しているのと同一量・同一価値のものまでの範囲における減価償却費は通常陳腐化減価を含まないので、たとえば（借方）減価償却費3,000（貸方）減価償却累計額3,000、と仮定される。企業間競争があるので、他企業と伍して行くためには減価償却費を引き下げねばならない。そこで、次の会計処理が考えられる。それは（借方）資本剰余金5,000（貸方）減価償却費5,000、である。しかし、この一連の処理は取替の実施段階の直前において行われるべきである。もしくは、新しい財貨・用役を購入する契約を結んだ後に行うべきである。実際に現在使用されていない財貨・用役の減価償却費を計上することは慎重に行わなければならない。

減価償却費の期間平均取替時価の算定には、2通りの方法が考えられる。1つは毎月減価償却費を毎月末の当該固定資産の取替時価で求め、それを持ち寄って期間平均額として用いる方法である。2つは年度末に減価償却費を求める方法で、すなわち(期首取替時価+期末取替時価)／2×償却率で求めるやり方である。前者の方法が望ましいが、手数が掛かるので、後者の方法で良いであろう。

会計処理の方法にも、2つの方法が考えられる。

①減価償却費×××

(年平均取替時価による)

減価償却累計額×××

(歴史的原価による)

資本剰余金 ×××

(上記、両者間の差額)

②減価償却費×××

(年平均取替時価による)

減価償却累計額×××

(年平均取替時価による)

年平均取替時価による減価償却費は全額が②のように減価償却累計額として留保されるべきである。①のように減価償却費を両者に分割すべきではない。したがって、②の処理方法が適切であると考えられる。

バッグ・ログ償却については、これを行うべきでない。すなわち、バッグ・ログ償却は損益計算を破壊することになるからである。しかし、減価償却累計額には2つの意味において、年度末に不足額が生じる。⑦は、たとえば価格上昇時前年度末までの減価償却累計額に当該年度の当該固定資産の上昇率を乗ずる必要があるということである。これを行わないと、耐用年数終了時点の減価償却累計額に不足が生じることになる。①は上記の②の処理方法において、減価償却累計額は年平均取替時価で表されているので、これを当該年度末時点の期末取替時価に修正する必要があるということである。貸借対照表に記載される項目は全て期末取替時価で表示されているから、これを行わないと、たとえば価格上昇時期末取替時価に到達しない。年平均取替時価の部分に不足額が生じるからである。⑦、①の会計処理は次のように行われる。

⑦資本剰余金×××

減価償却累計額×××

①資本剰余金×××

減価償却累計額×××

これらの方法は借方に費用をチャージさせるのではなく、資本剰余金を取り崩すことによって不足額を補填しようというものである。減価償却累計額に関する遡及計算は行うが、それは資本剰余金を取り崩して行うべきである。

遊休設備は取得原価で評価し、減価償却費もそれを元にして算定すべき

である。遊休設備に対して取替時価を用いれば、過大評価となるであろうし、それを元にした減価償却費は過大計上となるであろう。

### (3) 貨幣項目

貨幣項目とは、その額面額が固定されていて、価格が変動する時でも、変化しない項目である。ただし、企業資本を構成していると考えられる貨幣項目、たとえば社債や長期借入金はこれから除かれる。貨幣項目としては、現金、預金、受取勘定、支払勘定、短期借入金、未払金、前受金等がそうである。投資（一時所有の有価証券等）は、額面額が固定されているという点では貨幣項目と類似するが、その会計処理において資本剰余金の計上をともなうという点で異なる。そこで、投資はここでは最後に取りあげることにしたい。

実体資本維持会計においては、貨幣項目も物的資産に置き換えられて価格変動時修正される。たとえば、受取勘定と支払勘定は、当該企業が取り扱っている商品勘定と通常関係するので、それらは商品の価格変動率に応じて修正されることになる。しかし、全ての貨幣項目についてそれと関連する物的資産を付き合わせることは困難な場合もあり、また計算も複雑である。そこで、当該企業の全物的資産の価格変動を平均化した個別企業物的資産指数を一律に用いても良いであろう。

貨幣項目保有損益の計上時期の問題であるが、保有損失は、それが発生した時に計上して良い。しかし、保有利益は実現した分と未実現分とに分け、実現した分のみを分配可能利益として計上すべきである。その方が企業を安全に運営できる。たとえば、短期借入金で見ると、それが債権者に返済される時、あるいはそれが何らかのものに支払われる時に計上すべきである。特に、日本の場合は多くの債務者利潤を企業に含みながら運営し

ていることが多いからである。

上記に実体資本維持会計においては、貨幣項目も物的資産に置き換えられると述べた。この考え方には、次の貨幣觀が存在する。貨幣は単なる支払手段ではなく、特定の財貨・用役を購入できる支払能力を持つ。すなわち、貨幣は生産能力を有する特定の財貨・用役を購入する交換手段として利用されるものであり、それを用いる人々にとっての共通基準ではなく、異なる人々にとってもしくは異なる企業にとって必要な財貨・用役を購入できる潜在能力を有するものである。その意味で、貨幣項目は個別企業における特定の物的資産と結びつくのである。

貨幣項目保有損益計算方法には、大別して2つの方法が考えられる。III節で取り扱った受取勘定の例で見る。この場合、受取勘定上の保有損失は商品の価格上昇に合わせて計上されている。その価格上昇は2月、4月、8月、11月のそれぞれにおいて1%ずつである。

#### (1)の計算方法

受取勘定 (単位: ドル)			
	残	高	損失
2 / 1	26,000	260	
4 / 1	28,000	280	
8 / 1	31,000	310	
11 / 1	32,500	325	
			<u>1,175</u>

1,175ドルが貨幣資産保有損失である。

#### (2)の計算方法

## 受取勘定

前期繰越	25,000	現金	270,000
売上	<u>280,000</u>	次期繰越	<u>35,000</u>
	<u>305,000</u>		<u>305,000</u>

$$25,000 \text{ ドル} (\text{期首有高}) \times \frac{4}{100} = 1,000 \text{ ドル}$$

$$10,000 \text{ ドル} (\text{純増加高}) \times \frac{2}{100} (\text{年平均}) = \underline{200} \text{ ドル}$$

1,200 ドル

1,200 ドルが貨幣資産保有損失である。(1)と(2)の方法とでは、(1)は、数値上は正確であるが、(2)の方法が計算上は簡便であるので、(2)の方法で良いであろう。

会計処理について、たとえば貨幣資産上の保有損失は次のようになる。

貨幣資産保有損失 × × ×

資本剰余金 × × ×

この意味は、貨幣資産保有損失は収益から回収され、その回収分が資本剰余金として留保されるということである。貨幣運転資本の維持はこの過程を繰り返すことになる。

投資には、一時的投資、永続的投資等がある。投資、たとえば有価証券に関する会計処理は次のようになる。一時的所有の有価証券の決算時における価額が値下りしている場合、次のように処理される。

資本剰余金 × × ×

有価証券 × × ×

保有投資損失 × × ×

値上りしている場合は次のように処理される。

有価証券 × × ×

資本剰余金 × × ×

保有投資利益 × × ×

資本剰余金は将来有価証券の売却代金によって、当該企業が購入しようとする財貨・用役の価格変動率を利用して求めるものである。保有投資利益

は実現後分配可能利益に算入する。この方法は価格下落時には棚卸資産に用いた低価主義の方法と結果的には同じものである。

#### (4) 社債と長期借入金等

社債とは、株式会社が企業資金調達のために公衆から集める資金で返済の義務を有する点で負債の一種である。株式はその所有者にとって社員権であるが、社債は債権である点において異なる。長期借入金は貸借対照日の翌日から起算して1年を超えて支払われる負債である。優先株式は、利益配当や残余財産分配等が普通株主等よりも優先権が与えられているものである。特に、英米では議決権を有さないものが一般的であるので、社債に類似するものとして取り扱われている。

負債には、流動負債と固定負債とがある。ほとんどの流動負債には保有利得（利益）が計上される。しかし、社債や長期借入金には保有利得（利益）を計上しない。これらの項目は自己資本と同質のものだからである。自己資本に保有利得を計上しないように、これらの項目にも保有利得を計上すべきでない。これらの項目に保有利得を計上すれば、その分が分配可能利益に算入され、それに見合う資産部分が流出することになる。したがって、物的資本維持が不可能となるからである。また、これらの項目は、通常金額が莫大であり、保有利得金額も多額になるので、計上すべきでない。優先株式についても上記と同じことが言える。

流動負債としての短期借入金には、保有利得が計上される。社債や長期借入金等による資金が短期借入金による借り継ぎによって行われることが考えられる。この場合に短期借入金に保有利得を計上したのでは、実体資本維持ができないということが思考される。しかし、貨幣項目については、貨幣項目保有損益を計上するという論理が貫かれるべきである。この論理

が貫かれないと、貨幣運転資本の維持について論理の一貫性を欠くことになる。実務上はこの論理に合わせて、短期借入金が長期のものに変化され、中和化されていくであろう。

ギアリング修正 (gearing adjustment) は、行う必要はないであろう。ギアリング修正は次の式を利用して算定される。

$$\text{ギアリング率} = \frac{\text{借入資本}}{\text{借入資本} + \text{株主資金}}$$

ギアリング利得は減価償却費、売上原価また貨幣運転資本の修正額にこのギアリング率を乗することによって、一般的に計上される。このギアリング利得は分配可能利益である。しかし、借入資本に占める減価償却費、売上原価また貨幣運転資本の割合は多額ではないであろう。なぜなら、借入金の割合の多くを占める土地が除かれているからである。この意味において、ギアリング利得に関する部分的計上は論理の一貫性を欠くものである。また、上にも述べたように、実体資本維持の立場は当該企業における資産の維持をはかるものであるから、部分的にせよ資産が分配可能利益とされることは認められない。これらの理由により、ギアリング利得は計上されるべきでない。

## V 問題点の検討

ここでは、まずエドワーズ・ベルの会計理論と実体資本維持会計論とを比較検討してみよう。前者も後者も価格変動会計において特殊指數（個別指數）を用いる点では同じである。しかし、前者はそれに一般指數（消費者物価指數）をも加味する点で異なる。エドワーズ・ベルの財務諸表を見てみよう。彼らは財務諸表の作成に際して(A)特殊指數は変動するが、一般

指数は変動しない場合、(B)一般指標も特殊指標も両方変動する場合について論じている。実際的には、特殊指標が変動すれば、一般指標も変動するのが当然であるので、(B)を取りあげてみよう<sup>8)</sup>。

### 総括的実質損益計算書

売上高		4,000.00
①	費消材料原価	2,090.00
	賃金および雑費	1,536.00
	減価償却費	160.00
	利子	27.00    3,813.00
当期操業利潤		187.00

当期操業利潤	187.00	当期操業利潤	187.00
②	実質的実現原価節約		実質的実現可能原価節約
	費消材料について	48.79	正味貨幣債権について -4.51
	減価償却について	35.00	有価証券について -4.41
	利子について	3.00	棚卸資産について 40.96
		86.79	固定資産について 142.99
	実質的実現資本利得		社債について 29.95
	正味貨幣債権について	-4.51	
	売却した有価証券について	10.00	
		5.49	204.98
実質的実現利潤	279.28	実質的経営利潤	391.98

### 実質的利潤の処分

連邦所得税	170.00
配当金	74.00
実質的実現剰余金	35.28
④実質的実現利潤	279.28
実質的未実現剰余金	112.70
実質的経営利潤	391.98

### 貸借対照表

現金・受取勘定	576.00	流動負債	450.00
有価証券	248.00	固定負債	597.00
棚卸資産	690.00	⑤株式資本金	791.02

固定資産	1,700.00	実質的実現剰余金	827.46
		実質的未実現剰余金	548.52
	<u>3,214.00</u>		<u>3,214.00</u>

①について、これらは特殊指數で算定されている。しかも、個別項目上の価格上昇額が年平均で求められている。これらについては、エドワーズ・ベルも実体資本維持会計論も両方同じである。もちろん、計算方法は両方異なるところもあるが、基本的考えは同じである。②について、これらの数値は特殊指數－一般指數＝利益として算定されている。したがって、①の数値から特殊指數部分を利益として取り出していることになる。この考え方は実体資本維持会計論にはない。②において、たとえば減価償却について会計処理を示せば次のようになる。

減価償却費	160.00	減価償却累計額	125.00
(特殊指數による)	(一般指數部分)		
	実質的実現原価節約 35.00		

価格変動分を一般指數部分と特殊指數部分とに分けて計上する。同時に、一般指數部分は維持すべき資金、特殊指數部分は利益とする。③は貸借対照表項目における保有損益である。この項目も一般指數部分と特殊指數部分とに分けて計上している。たとえば、貨幣項目と棚卸資産について会計処理を示せば次のようになる。

貨幣資産保有損失	4.51	株式資本	4.51
(一般指數による)	(特殊指數マイナス一般指數)		
棚卸資産	65	株式資本	24.04
(特殊指數による)	(一般指數部分)		
	実質的実現可能原価節約 40.96		

(特殊指数部分で利益である)

②の数値は実現利益であり、③の数値は未実現利益である。②における数値は④として利潤計算に算入される。なお、連邦所得税は原価主義による。貸借対照表における⑤の数値は期首の株式資本金に一般指数を乗じて求めている。

実体資本維持会計においては、借方側も貸方側も特殊指数でのみ算定され、しかも貸方側については、資本に類する項目で処理され、利益項目は計上されない。それはIII節で述べた通りである。また、エドワーズ・ベルの理論と実体資本維持会計論は社債や有価証券等の処理において異なるが、計算構造における大きな相異点は上記で述べた点である。エドワーズ・ベルの会計理論は購買力（消費者物価指数による）資本維持論を会計主体論は所有主理論をとっている。それらは彼らの損益計算書と貸借対照表とから理解される。これに対して、実体資本維持会計論は企業の実体（物的）資本維持論を会計主体論は企業体理論をとっている。

エドワーズ・ベルは価格変動部分を一般指数部分と特殊指数部分とに分けるが、特殊指数を集計して平均化したものが一般指数であるから、分割することにいかなる意味があるであろうか。計算が複雑になるだけである。彼らの会計理論は経営分析には、それだけ数値が多様化するから便利である。したがって、経営の意思決定には、その分役立つであろう。しかし、計算構造を複雑にしてまでも、この会計処理方法をとることは余り意味はないと考えられる。

しかし、アメリカにおいては、1990年代に入って機関投資家の持株比率が増加し、それにともない株主の発言権が増大してきている。また、取締役会では、社外取締役員が増加し、相対的に取締役（経営者）の発言権が減少してきている。しかし、その見返りとして取締役には、新報酬制度と

してストック・オプションが認められることになった<sup>9)</sup>。この3つの流れは会計主体論上から見れば、株主の立場の保持、つまり所有主理論、資本維持論から見れば、株主資本の維持の重視への流れと見られ得ないこともない。エドワーズ・ベルの見解はこの見解の先駆けとなつた会計理論と見られ得るかもしれない。

本章の冒頭に、時価主義会計には指標等を用いるが、それには客観性があるという趣旨のことを述べた。しかし、これは厳密に言えば、次の問題点がある。実体資本維持会計では、物的資産の生産能力の維持がはかられる。それは物的資産の取替が前提となっている。取替には、(a)現在保有しているのと同一の財貨・用役との取替、(b)量的に同一量のあるいは質的に同質の生産品を作り出す最新の財貨・用役との取替がある。(a)の場合は、客観的数値が得られうる。しかし、(b)の場合は、各種の問題点がある。たとえば、同一量の生産品を作り出すのに見合う取替財貨・用役の金額の測定あるいは同質の生産品の質の範囲の決め方等がそうである。これらについて客観性を得るためにには、一定の具体的基準や専門の鑑定人が必要であろう。ただ、(b)は技術進歩による場合であるが、技術進歩は実際の状況においては、しばしば生ずるものではないと考えられる。したがって、(b)は特殊な場合である。資本維持会計はドイツで発展した。資本維持論はドイツの文献において詳細に論じられている。しかし、それらについては客観性が問題となるであろう。

実体資本維持会計論では、すべての項目が物的資産に置き換えられる。たとえば、貨幣項目もそうである。この場合、置き換えるべき物的資産を貨幣項目に割当てねばならない。売掛金や買掛金は商品に割当てる。割当てが明確に判明する場合は問題ない。割当てが判明しづらい項目、たとえば貸付金等の場合には、問題がある。すなわち、この場合もそれに該当す

る物的資産が探索されねばならない。また、これは無形資産や有価証券の処理についても言える。

### 注

- 1) A. Goudeket, "An Application of Replacement Value Theory", *Journal of Accountancy*, July 1960, pp. 37-47.
- 2) 拙稿「ギンザー教授のなぜ一般購買力を用いるのかについて」『九州産業大学・商経論叢』1996年3月, 125-129頁。
- 3) 平井克彦『利益計算論』白桃書房, 1985年, 16頁。
- 4) J.St.G. Kerr, "Three Concepts of Business Income", *The Australian Accountant*, April 1957, pp. 41-46.
- 5) R.S. Gynther, "Capital Maintenance, Price Changes, and Profit Determination", *The Accounting Review*, October 1970, p. 716.
- 6) R.S. Gynther, *Accounting for Price-Level Changes : Theory and Procedures*, Oxford, Pergamon Press Ltd., 1966, pp. 175-176.
- 7) 拙稿「ギンザー教授の資産価値——売上原価と棚卸資産価値について」『九州産業大学・商経論叢』1996年9月, 16-29頁。
- 8) 中西寅男監修, 伏見多美雄・藤森三男編訳『意思決定と利潤計算』同文館, 1964年, 207頁-211頁。(E.O. Edwards & P.W. Bell, *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press, 1961, pp. 246-248.)
- 9) 『日本の論点'98』文藝春秋, 1998年, 574頁。